

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会社名 東鉄工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 雅彦  
(コード番号 1835 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理本部長 伊藤 謙一  
(TEL. 03-5369-7698)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 中間配当制度の導入に関する件

株主の皆さまへの利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当ができる旨を新たに定めるものであります。

##### (2) 責任限定契約の範囲の変更に関する件

平成 27 年 5 月 1 日に施行予定の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、該当する取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p><b>第30条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p><b>第31条～第41条</b> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p><b>第30条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p><b>第31条～第41条</b> (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><b>第42条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p><b>第42条</b> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</p>
<p><b>第43条～第48条</b> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><b>第43条～第48条</b> (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p><b>第49条</b> 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p><b>第49条</b> (条文省略)</p>	<p><b>第50条</b> (現行どおり)</p>